

# 第8回

## 上富良野町農業委員会総会議事録

平成27年2月6日

上富良野町農業委員会

## 第8回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成27年2月6日(金) 午前11時00分から午前11時50分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 12名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
4	杉本 隆一	5	石橋 信次	6	佐藤 良二
7	井村 昭次	8	島田 政志	9	館尾 雄治
10	長谷川裕見	11	井村 悦丈	12	青地 修

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画書の作成について
- 日程第5 諮問第2号 農用地利用集積計画書の作成について  
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第8 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第9 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	林下 里志
----------	----	-------	----	-------

## 8 会議の概要

開会（午前11時00分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第8回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。  
7番 井村昭次 委員に合わせ、ご唱和ください。

井村委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 本日は、この後に南富良野町での富良野沿線農業委員会連絡協議会研修会が開催されますので、宜しく申し上げます。  
これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、12名であります。  
定数に達しておりますので、これより第8回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、  
4番 杉本隆一 君、5番 石橋信次 君、を指名いたします。

---

議長 日程第2 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。  
農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報告第2号朗読。

---

議 長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

---

議 長 日程第3 「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。  
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇〇〇委員 退席)

報告第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。  
農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報告第2号朗読。

---

議 長 報告第2号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第2号を終わります。  
〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇〇〇委員 着席)

---

議 長 日程第4 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。  
諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。  
日の出地区農用地利用改善事業実施組合ほかより、次のとおり利用権の設定(賃貸2件、売買1件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成27年2月6日提出 上富良野町長 向山 富夫  
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。以下、諮問第1号朗読。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 賃4番、5番について、提案に関する補足説明を願います。  
「11番 井村悦丈 委員」

---

井村(悦)  
職務代理

11番 井村です。賃4番、5番について、補足説明いたします。

1月15日に日の出地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸2件の利用集積が成立いたしました。

賃4番 出し手 ○町○丁目○-○の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん。所在地は、○○道路路沿いの畑4筆で、期間満了に伴う再処分です。10a 当たり畑4,000円で10年間の賃貸借となりました。

賃5番 出し手 ○町○丁目○-○の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん。所在地は、○○道路路沿いの畑1筆で、期間満了に伴う再処分です。10a 当たり畑4,000円で10年間の賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃4番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃5番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 諮問第1号 所44番について、提案に関する補足説明を願います。  
「2番 三好利和 委員」

---

三好委員 2番 三好です。所44番について、補足説明いたします。

1月13日に富原地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所44番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん。規模縮小による売買で、所在地は、○○○○川沿いの田3筆となります。10a当たり田180,000円での売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所44番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第5 「諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。  
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、○○番 ○○○○委員の退席を求めます。(○○番 ○○○○委員 退席)

諮問第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 諮問第2号について、ご説明いたします。  
日の出地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定(賃貸2件、売買1件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成27年2月6日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。以下、諮問第1号朗読。

---

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第2号 賃6番について、提案に関する補足説明を願います。  
「9番 館尾雄治 委員」

---

館尾委員 9番 館尾です。賃6番について、補足説明いたします。

1月15日に日の出地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸1件の利用集積が成立いたしました。

賃6番 出し手 ○町○丁目○ー○の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○会社○○○○。所在地は、○○道路沿いの畑3筆で、期間満了に伴う再処分です。10a当たり畑4,000円で10年間の賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

---

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃6番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
○○番 ○○○○委員の退席を解きます。(○○番 ○○○○委員 着席)

---

議 長 日程第6 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。  
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。  
平成27年2月6日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修  
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されません。  
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 1番、2番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
「8番 島田政志 委員」

---

島田委員 8番 島田です。議案第1号 1番、2番について、補足説明いたします。

1番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は宅地横の田3筆となります。今回、○○○○さんから○○○○さんへ贈与し、名義を変更することとなりました。

2番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○○○道路沿いの田1筆となります。今回、○○○○さんから○○○○さんへ贈与し、名義を変更することとなりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、議案第1号 1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第1号 2番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第1号 3番について、提案に関する補足説明を願います。  
「6番 佐藤良二 委員」

---

佐藤委員 6番 佐藤です。議案第1号 3番について、補足説明いたします。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん。今回、○○○○さんから息子の○○○○さんへ農地全部を贈与し、名義を変更することとなりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

谷委員 確認ですが、今回、親の名義の農地を息子に一括生前贈与にて、所有権を移転するということなのでしょうか。

事務局 はい。○○○○さん所有の農地全部を今回、息子の○○○○さんに贈与することとなりました。贈与税については、相続時精算課税制度を使用することで控除額25,000千円（限度額）があり、今回の贈与案件では課税されないことを税務班にも確認をしているところです。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、議案第1号 3番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第1号 4番について、提案に関する補足説明を願います。  
「10番 長谷川裕見 委員」

---

長谷川委員 10番 長谷川です。議案第1号 4番について、補足説明いたします。

出し手 旭川市〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。所在地は、〇〇〇〇から西側の畑で、山林を挟んだ圃場となります。期間満了に伴う再処分  
で、10a 当たり 2,000 円、10 年間の賃貸をすることとなりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

島田委員 お聞きしたいのですが、別案件の「畑」賃貸借では、10a 当たり@4,000 円とありましたが、この場所は 10a 当たり@2,000 円でした。この場所は何か条件が悪い場所なのでしょうか。

長谷川委員 この場所は、粘土地がきつい土地であり、傾斜もきつい場所になります。図面でも確認  
できますが、立地条件は良くありません。これまでも 10a 当たり@2,000 円での賃貸借  
でしたので、継続での賃貸借となりました。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 4番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第7 議案第2号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。  
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇〇〇委員 退席)

議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。  
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求める。  
平成27年2月6日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修  
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。  
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号 5番、6番、7番、8番について、提案に関する補足説明を願います。  
「9番 館尾雄治 委員」

---

館尾委員 9番 館尾です。議案第2号 5番、6番、7番、8番について、補足説明いたします。

5番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇。今回、〇〇〇〇さんが農業生産法人を設立することとなり、個人名義の農地全部を使用貸借することとなりました。

6番 出し手 〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、7番 出し手 〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、8番 出し手 〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は6、7、8番とも〇〇会社〇〇〇〇です。これまで、〇〇〇〇さんと賃貸しておりましたが、今回、〇〇〇〇さんが農業生産法人を設立した為、一度合意解約をし、改めて残りの期間を〇〇会社〇〇〇〇と賃貸することとなりました。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 5番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第2号 6番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第2号 7番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第2号 8番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇〇〇委員 着席)

---

議 長 日程第8 議案第3号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇〇〇 委員 退席)

議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。  
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求める。  
平成27年2月6日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修  
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されず。  
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

---

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号 9番について、提案に関する補足説明を願います。  
「4番 杉本隆一 委員」

---

杉本委員 4番 杉本です。議案第3号 9番について、補足説明いたします。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん。所在地は宅地横の田17筆となります。今回、隣接地を耕作している○○○○さんと10a当たり10,000円、10年間の賃貸借をすることとなりました。  
慎重審議をよろしくお願いいたします。

---

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 9番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
○○番 ○○○○ 委員の退席を解きます。(○○番 ○○○○ 委員 着席)

---

議長 日程第9 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。  
議案第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。  
農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった次の件について、審議を求めます。  
平成27年2月6日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修  
許可申請は、農業振興地域内の農用地区域ですが、農業用施設等建設のため、転用計画  
に問題はないと考えます。  
審議資料として、農地法第4条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内  
容を朗読。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第4号 1番について、提案に関する補足説明を願います。  
「6番 佐藤良二 委員」

---

事務局 6番 佐藤です。議案第4号 1番について、補足説明いたします。

転用者 ○○線○○号の○○○○さんで、格納施設が手狭になったため、今回宅地横の  
農地に農業用倉庫を建設することとなりました。農地区分は農用地となりますが、農業  
用施設のため転用には問題ないと思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。本日の日程は、  
全て終了いたしました。

第8回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

---

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

---

以上、報告2件、諮問2件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午前11時50分

---

上記第8回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成27年 2月 6日

上富良野町農業委員会長 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_